

**特区において講じられた規制の特例措置のあり方に関する評価意見**

**平成18年度 下半期分**

**平成19年1月16日**

**構造改革特別区域推進本部**

**評価委員会**

## 1. はじめに

評価委員会は、特区における規制改革の成果を速やかに全国に波及させる目的で、平成15年9月に、構造改革特別区域推進本部の下に設置された。それから今回まで6期129回（評価委員会52回、専門部会77回）にわたる検討によって、87件の特例措置を評価し、その大多数に当たる72件について全国展開すべきとの意見をまとめた。その内容としても、土地開発公社の所有する造成地について賃貸を認めるもの、農地リース方式による株式会社等の農業参入を可能とするもの、中心市街地活性化のため大型店出店の手続を簡素化するもの、教育におけるカリキュラム編成を弾力化するもの、不登校児童生徒等に対応した弾力的な教育を可能とするもの、NPO等による福祉有償運送をセダン型車両でも認めるもの、など幅広い分野にわたり社会的経済的に意義が大きいものが多い。この他、規制所管省庁において自ら全国展開するものとして報告があり、評価委員会においてその内容について精査したものが49件あった。これらを含めれば、合計121件もの特例措置について全国展開を推進することができ、評価委員会はその目的を十分果たすことができたと考えている。

一方、これまでの評価の中で検討すべき点も見付かっている。第一に、特例措置の評価時期は原則として特区での適用から約1年後としてきたが、特例措置によっては1年では十分な成果が得られず、成果が明らかになるまで何度も評価を繰り返さなければならないものもあったことから、事前に特例措置の内容を精査し、それに応じた評価時期を設定すべきではないかという点。第二に、迅速な全国展開を求めるあまり、結果として特区において特例措置の要件や手続、関連する規制等が支障となっていないかという観点からの検討が不十分であったケースもあることから、特例措置の全国展開に止まらず、その要件や手続、関連する規制等についても十分な検討を行うべきではないかという点。第三に、特例措置によっては、特定の地域にしかニーズがなく、全国展開しても、適用の拡大が見込めないものもあったことから、そのような特例措置については全国展開に関する評価対象から除外すべきではないかという点。第四に、地域からは、地域活性化の手がかりとして特区であること自体に意義があり、全国展開を急ぐのではなく暫く特区のまま残して欲しいという意見も聴かれるところであり、全国展開に関する評価に当たっては、規制改革の観点だけでなく、地域活性化の観点からも、特例措置の在り方を検討すべきではないかという点。政府においては、以上のような点を踏まえ、今後の評価の在り方について検討して頂きたいと考えている。

## 2. 平成18年度下半期の評価について

### (1) 全体の概要

今次平成18年度下半期の評価では、全国展開に関する評価を行った9件の特例措置のうち3件について、特区において特段の問題が生じていないと判断されることから、全国展開すべきとの意見をまとめた。例えば、廃木材を製鉄原料として再生利用することを認める特例措置については、特段の問題は生じておらず、廃木材の広域的なリサイクルを促進するとともに、製鉄過程における石炭原料等の削減が可能となることから、全国展開すべきとの意見とした。また、保育所において私的契約児を弾力的に受け入れる特例措置については、平成18年10月から開始された「認定こども園」制度によってその内容を満たすことが可能であると考えられることから、その旨について周知・徹底を図ることで全国展開すべきとの意見とした。

一方、有害鳥獣捕獲における従事者の中に狩猟免許を有しない者を認める特例措置については、地域の合意形成が難しく、狩猟者団体の協力を得て安全管理体制を構築することが困難であることなど、円滑かつ確実な実施の観点から弊害が見られることから、このような弊害に対する予防措置を要件として新たに加えた上で、引き続き特区において検証を行うべきとの意見とした。

また、この他の5件の特例措置については、現時点では円滑な全国展開に向けて特区での検証が十分でないことから、来年度以降に再度評価を行うこととした。これらのうち、例えば、外国人研修生の受入枠を3人から6人に拡大する特例措置については、失踪など不適正な事例も見られることから、認定を受けた地方公共団体による受入れ機関並びに地方入国管理官署等関係機関との連携や受入れ機関の運用状況の確認の実施など適正な管理が求められることを明確にすべきとの意見を付した上で、規制所管省庁における外国人研修・技能実習の見直しの状況を踏まえつつ、再度評価を行うこととした。また、研究開発用の海水温度差発電設備について法定検査等を不要とする特例措置については、今回まで3度の評価においていずれも発電設備の運転が開始されておらず、結論を出すに至らなかった経緯を踏まえ、発電設備の運転が開始された時点で、再度評価を行うこととした。

### (2) 特例措置ごとの評価結果

平成18年度下半期の評価において、当評価委員会は会合を重ね、評価意見の集約等の作業を行った。具体的には、実地調査等を通じて特区の現場の意見を幅広く聴取した上で、専門部会において専門的な見地からの検討を行った。

それらの結果を踏まえ、評価委員会においては、さらに規制所管省庁と意見交換（ヒアリング）を行いつつ、網羅的、総合的な検討に努めてきた。

評価委員会は、こうした検討を踏まえ、構造改革特別区域基本方針及び評価委員会決定に基づき、9件の特例措置について全国展開に関する評価を行い、別紙のとおり結論を得た。概略を整理すると次のとおりである。

① 全国展開（3特例措置）

必要な措置を講じ、規制の特例措置を全国的に適用（全国展開）

② 平成19年度下半期に結論を出すもの（4特例措置）

今回は判断のための意見を提出しないものの、平成19年度下半期に評価を行い、結論を出すもの。

③ 事業開始時点で結論を出すもの（1特例措置）

今回は判断のための意見を提出しないものの、事業が開始された時点で評価を行い、結論を出すもの。

④ 引き続き特区における検証を行うもの（1特例措置）

廃止することも視野に入れながら、予防措置として新たな要件を追加するなど弊害の発生防止のための必要な対策を行いつつ、引き続き特区において検証を行うもの。

ただし、本評価意見において定めた平成19年度以降の評価時期については、構造改革特別区域法附則第2条に基づく特区制度の見直しにおいてその変更が生じた場合には、別途定めて事務局から通知することとする。

また、構造改革特別区域基本方針及び評価委員会決定に基づき、総務省行政評価局の協力を得て、特区で実施されていない又は実施の少ない7件の特例措置について評価を行った。このうち2件の特例措置については、別紙のとおり意見を提出することとした。

① 規制の特例措置に関連する規制について、本特例措置の全国展開に関する評価の時期に併せて評価を行うもの（1特例措置）

② 全国展開に関する評価の時期に、今回の評価で示された視点を含めて評価を行うこととするもの（1特例措置）

なお、今回の評価においても、弊害の立証責任を有する各規制所管省庁の行う調査について、当該調査が弊害を立証するに足る十分なものとなっているか、かつ、過剰な調査となっていないかの点について、その調査計画の段階において、入念なチェックを行っている。

### 3. おわりに

今回の評価では、これまでの評価における経験を踏まえつつ、迅速な全国展

開を求めるだけでなく、特区における実績を勘案して、特例措置の要件や運用の改善を求める、十分な実績が生じた段階で再度評価を行うこととするなど、特例措置の性質に応じた多様な評価を行うことができた。このことは、政府において、今後の評価の在り方を検討して頂くに当たって、大きなメッセージになると考えている。

また、このような評価を行うことができたのは、調査作業や実地調査等にご協力いただいた地方公共団体や民間事業者の方々をはじめ、各方面からの多大なご助力によるものであり、これらすべての方々に対し、心からお礼申し上げます。

特区評価委員会の意見について(平成18年度下半期)

事業番号	規制の特例措置	省庁名	措置区分	評価意見
506	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業	法務省	告示	平成19年度下半期
816	学校設置会社による学校設置事業	文部科学省	法律	平成19年度下半期
826	高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業	文部科学省	通知	平成19年度下半期
830	市町村教育委員会による特別免許状授与事業	文部科学省	法律	平成19年度下半期
833	校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業	文部科学省	通知	全国展開
913	保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認事業	厚生労働省	通知	全国展開
1123	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業	経済産業省	省令	事業開始時点で評価
1303	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業	環境省	通達	特区において検証
1304 (1305)	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業	環境省	告示	全国展開
910	病院等開設会社による病院等開設事業	厚生労働省	法律	関連する規制について評価
933	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業	厚生労働省	省令	今回示された視点を含めて評価

(注) 評価意見の欄

全国展開: 必要な措置を講じ、規制の特例措置を全国的に適用するもの。

平成19年度下半期: 今回は判断のための意見を提出しないものの、平成19年度下半期に結論を出すもの。

事業開始時点で評価: 今回は判断のための意見を提出しないものの、事業が開始された時点で結論を出すもの。

特区において検証: 廃止することも視野に入れながら、予防措置として新たな要件を追加するなど弊害の発生防止のための必要な対策を行いつつ、引き続き特区において検証を行うもの。

関連する規制について評価: 規制の特例措置に関連する規制について、本特例措置の全国展開に関する評価の時期に併せて評価を行うもの。

今回示された視点を含めて評価: 全国展開に関する評価の時期に、今回の特区で実施されていない又は実施の少ない特例措置の評価で示された視点を含めて評価を行うこととするもの。

評価意見

①	別表1の番号	506
②	特定事業の名称	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業
③	措置区分	告示
④	特区における規制の特例措置の内容	中小企業等が外国人研修生の受入機関となる場合の研修生受入れ人数枠を3人から6人に拡大する。
⑤	評価	その他(平成19年度下半期に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によると、本特例措置は、過去3年間適正に外国人に対する研修を実施している機関に限って受入れ人数枠の拡大を認めているにもかかわらず、特区以外の地域と同様の不適正事例が発生しているとのことであった。また、現在、研修・技能実習制度の見直しについて平成18年度中に結論を得るべく検討を行っているところであり、特例措置の適正な運用の確保に努めるとともに、制度全体の見直しを行っていきたいとのことであった。</p> <p>このため、規制所管省庁は、地方公共団体等関係機関に対し制度の周知・徹底を図るとともに、地方公共団体による受入れ機関並びに地方入国管理官署等関係機関との連絡・連携体制の構築や受入れ機関の運用状況の確認の実施等について明確化を図るなどの取組を行うこと。</p> <p>これらの点を踏まえ、平成19年度下半期に評価を行う。</p> <p>なお、外国人研修・技能実習制度の見直し並びに運用の適正化について、見直しの方向が明らかになった段階で報告を行うこと。</p>
⑧	全国展開の実施内容	
⑨	全国展開の実施時期	

評価意見

①	別表1の番号	816
②	特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。
⑤	評価	その他(平成19年度下半期に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、学校経営面、教育研究面、認定地方公共団体の責務等、「本特例の実施状況に関しては、多くの問題点や課題が把握された」とのことである。しかし、特例措置としての弊害の有無の検証については、①ほとんどの学校では未だ卒業生を出していないこと、②各学校の事後評価の状況では、現在の教育研究活動について適切に分析する材料を欠いていること、③今後より多様な学校設置会社が参入した場合の動向などを慎重に分析する必要があること、④各認定地方公共団体からの見解でも「引き続き検証が必要」とするものが多数を占めていることなどにより、「現段階においては、学校種を問わず、必要な情報が十分得られていないと判断する」とのことであった。</p> <p>本特例措置の評価にあたっては、まずは各課題が主として株式会社という設置形態に起因するものであるか否か等について、学校種の相違(※大学、高等学校、中学校、小学校など学校の種類の違い)も含め、論点を整理した上で必要な検討を行うことが重要である。</p> <p>上記の点を踏まえ、本特例措置については、各事業者や認定地方公共団体において特区計画が適正に実施されていく必要がある。また、規制所管省庁においては、事業が適正に実施されるよう、関係者と連携協力しつつ取り組むとともに、株式会社により学校が設置される場合に想定される弊害の発生の有無の判断に資する評価の論点等について、特例措置の実施状況を踏まえつつ検討を行うこと。その上で、平成19年度下半期に評価を行うこと。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—



## 評価意見

① 別表1の番号	826
② 特定事業の名称	高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業
③ 措置区分	通知
④ 特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が、教育上特に配慮が必要な事情があると認めた場合、高等学校等の全日制課程に在籍する不登校状態にある生徒に対して、卒業に必要な単位数のうち20単位を上限として、通信制課程における教育課程の特例を適用して、多様なメディアを利用して行う学習を取り入れることができる。
⑤ 評価	その他(平成19年度下半期に評価を行う。)
⑥ ⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
⑦ 今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、唯一の利用実績の1校が昨年4月に開校したばかりであることから、現時点では弊害の有無を実証するに足る十分な実績が得られていないとのことであった。</p> <p>また、専門部会においても、不登校児童生徒に対するIT等の活用については、義務教育段階においてはすでに全国展開されており、高等学校全日制課程についても基本的な方向としては全国展開に向かうことが適当であると考えられるものの、未だ効果や弊害の判断には早すぎるとの主張もやむを得ないとの意見であった。</p> <p>このため、特例措置の実施状況を踏まえつつ、平成19年度下半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>
⑧ 全国展開の実施内容	—
⑨ 全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	830
②	特定事業の名称	市町村教育委員会による特別免許状授与事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	市町村教育委員会が、地域の特性を生かした教育を実施するなど教育上特段のニーズがあると認める場合は、その市町村でのみ効力を有する特別免許状を授与することを可能とする。
⑤	評価	その他(平成19年度下半期に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、今回の調査において、免許教科と関連のない教科についての教授といった事例等が見られたため、免許授与事務だけではなく免許管理事務についても円滑に行われ、また教員の職務の質・教育内容も悪化させないことを担保できる手段の有無を検討し、全国展開するか否かの結論を出す必要があるとのことであった。</p> <p>このため、規制所管省庁は、免許状の授与・管理事務の適切な実施についてわかりやすく示すなどの取組を行うこと。</p> <p>また、上記の点を踏まえ、平成19年度下半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	833
②	特定事業の名称	校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業
③	措置区分	通知
④	特区における規制の特例措置の内容	教育上の特段のニーズに対応した教育を行う専修学校等を設置するにあたり、所轄庁である都道府県知事が認める場合に、校地・校舎の自己所有を求めないものとする。
⑤	評価	地域を限定することなく全国において実施
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
⑦	今後の対応方針	-
⑧	全国展開の実施内容	安定性・継続性確保等に関する一部地方公共団体の懸念について適切に配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行うこと。なお、安定性・継続性確保等に関し、特段の対応をする場合には、予め評価委員会に報告すること。
⑨	全国展開の実施時期	平成19年度中に措置

評価意見

①	別表1の番号	913
②	特定事業の名称	保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認事業
③	措置区分	通知
④	特区における規制の特例措置の内容	他施設の統廃合等を要因として私的契約児を現行の定員を超えて受け入れる場合には、保育所の定員の改定を行うことを可能とする。
⑤	評価	地域を限定することなく全国において実施
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
⑦	今後の対応方針	-
⑧	全国展開の実施内容	認定こども園制度により全国展開を図ることとし、規制所管省庁は、本特例措置の内容が認定こども園制度によって実現できることについて周知・徹底を図ること。 なお、現在本特例措置の活用をしている地域について、規制所管省庁は、各施設が認定こども園へ円滑に移行できるよう制度の周知等を図るとともに、認定こども園に移行するまでの間本特例措置で実施している取組を引き続き行うことができるよう措置すること。
⑨	全国展開の実施時期	平成18年度中に措置

評価意見

①	別表1の番号	1123
②	特定事業の名称	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	一定の要件を満たす研究開発用海水温度差発電設備の発電実験について、工事計画の届出及び使用前安全管理検査、定期安全管理検査、溶接安全管理検査を、研究開発の実施期間に限り不要とする。
⑤	評価	その他(発電設備の運転が開始された時点で評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、発電設備の運転が未だ開始されていないため、弊害の発生の有無を判断する段階にないとのことである。実施主体によれば、平成19年6月頃までに、発電設備の設置を行う予定とのことである。これに対して、本特例措置は、過去2回の評価においても、発電設備の運転開始時期の延期により判断留保とされてきた経緯があり、特区計画が円滑かつ確実に実施されるよう、求めていくべきとの意見があった。</p> <p>発電設備の運転が開始された時点で、再度全国展開に関する評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。また、全国展開に当たっては、他の温度差発電についても同様に規制緩和できないか、検討を行うこと。</p> <p>なお、1142研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業について本特例措置に先行して発電設備の運転が開始された場合には、両特例措置について同時に全国展開に関する評価を行うこと。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	1303
②	特定事業の名称	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業
③	措置区分	通達
④	特区における規制の特例措置の内容	複数人による有害鳥獣捕獲に従事する場合において、その従事者の中に狩猟免許を有しない者が従事することを認める。
⑤	評価	引き続き当該地域特性を有する地域に限定して適用
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>全国展開により発生する弊害の有無について 円滑かつ確実な実施の観点から弊害有り</p> <p>規制所管省庁によれば「当該特区は制度の定着化に関して根本的な問題があることから、全国展開にそぐわないと考えられ、将来的には廃止することが望ましい」とのことである。</p>
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁の調査結果によれば、一部の地域を除き、運用の開始に至らないのは、地域との合意形成が難しく、狩猟者団体の協力を得て安全管理体制を構築することが困難であること、既存の有害鳥獣捕獲体制で対応ができていたため、敢えて特区を導入する必要性が乏しいこと、狩猟免許がなくても捕獲できるような安易な考えによって、狩猟免許を取得しようとする者が減少し、鳥獣の適切な保護管理を行う上で不可欠な狩猟免許制度の崩壊につながる懸念があることなどの理由によるとのことであった。また、運用を開始している自治体からも、特区を運用するための研修や安全監督、地域との合意形成などに多大な労力を要するとの指摘もあった。</p> <p>このため、規制所管省庁は、将来的には本特例措置を廃止することも視野に入れながら、①運用の開始に至っていない地域においては、地域における合意形成や関係者の連携協力による実施体制の整備に努めるよう促すこと、②運用を開始している地域においては、従事者に対して安全面等に関する知識の習得及び捕獲技術の向上のための取組を引き続き行うよう求めること、③新たに特区認定を受けようとする地域については、円滑かつ確実な実施を担保するための予防措置として、関係自治体及び地域住民等の関係者間の合意が形成されていること、安全管理体制について狩猟者団体との合意が得られていることを特例措置の要件として新たに追加すること</p> <p>によって、引き続き特区における検証を行うこと。</p> <p>なお、規制所管省庁は、別途評価委員会が適当と認める時期に、その結果及び、本特例措置を代替するものとして平成19年4月16日に全国展開をする予定の「1307網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業」の運用状況について、評価委員会に報告することとし、この報告を踏まえ、廃止することも含めた本特例措置の在り方に関する評価を行うものとする。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	1304(1305)
②	特定事業の名称	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業(廃木材(除湿の措置を講じたものに限る)を製鉄原料として利用する場合)
③	措置区分	告示
④	特区における規制の特例措置の内容	再生利用認定制度(リサイクル対象品について、環境大臣認定により、廃棄物処理に係る業、施設の許可を不要とする枠組み)の対象品目を拡大する(廃木材(除湿の措置を講じたものに限る)を製鉄原料として利用する場合)
⑤	評価	地域を限定することなく全国において実施
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>全国展開により発生する弊害の有無について 無し</p> <p>規制所管省庁によれば「これまでに認定された特区では特段の問題等は発生していないが、全国展開を行った際に想定される転炉での多種多様な木材(薬剤処理等されたもの)を活用した場合の生活環境保全上の支障の発生の有無については調査中である」とのことである。</p>
⑦	今後の対応方針	-
⑧	全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。ただし、規制所管省庁における調査の結果、生活環境保全上の支障について懸念があると認められた場合は、薬剤等を含む木材を対象から除外するなど必要な措置を講ずること。
⑨	全国展開の実施時期	平成18年度中に措置

評価意見

①	別表1の番号	910
②	特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	株式会社が、自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認める。
⑤	評価	その他(規制の特例措置に関連する規制について、本特例措置の全国展開に関する評価の時期に併せて評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	—
⑦	今後の対応方針	株式会社による医業経営の解禁についての規制改革全体の動向を見つつ、今後、全国展開に関する評価の時期に、評価を行うこととする。



評価意見

①	別表1の番号	933
②	特定事業の名称	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について、地方公共団体が必要な安全性を有すると認められた場合に、準耐火建築物とすることを可能とする。
⑤	評価	その他(本特例措置の全国展開に関する評価の時期に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	—
⑦	今後の対応方針	<p>総務省行政評価局の調査によると、本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由としては、入所者の安全性や建築等のコストによるが、今後特区認定の申請を検討しているところもある、とのことであった。</p> <p>委員からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材利用は、施設の木材利用による利用者への効果(利用者にやすらぎを提供する、あるいは木材は衝動吸収能力が高く、利用者の転倒時のけがの発生を減少させるなど)があることに加え、木材産業の活性化も図られることから、本特例措置に限らず他の施設についても木材利用が進むよう取り組むのが望ましい</li> <li>・その際、本特例措置のように安全面の確保については、スプリンクラー等のハード面だけに頼るのではなく、ハード面を緩和する一方で避難訓練の実施や消防署との連携といったソフト面での対応の充実を図り、ソフト面・ハード面をあわせて総合的に対応するという考えが重要である</li> </ul> <p>との意見があった。</p> <p>本特例措置については、今後活用も見込まれることから、全国展開に関する評価の時期に評価を行うこととする。</p>